省令

○農林水産省令第四十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日　農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「第五号の二十一及び第十二号の二十二」を「第五号の二十二及び第十二号の二十三」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第二百三十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年七月四日　総務大臣臨時代理　国務大臣　田村　憲久

政党の名称	異動事項		届出年月日
結いの党	支部の数	新　二〇	平成二十六年二月二十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	旧　一九 新　二〇	
社会民主党	会計監査を行うべき者	氏名　清水　文雄 住所　石川県河北郡内灘町千鳥台二―一一 生年月日　昭和三十年九月三日 選任年月日　平成二十六年二月二十三日	平成二十六年二月二十五日
		氏名　渡部　良一 住所　徳島県徳島市川内町榎瀬三八七 生年月日　昭和二十四年二月二十三日 選任年月日　平成二十六年二月二十三日	
結いの党	支部の数	二四	平成二十六年三月十九日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	二〇	
社会民主党	会計責任者の職務代行者	氏名　原田　明子 住所　千葉県佐倉市井野一八〇一―六 生年月日　昭和三十八年九月十七日 選任年月日　平成二十六年四月七日	平成二十六年四月十一日
		氏名　野本　雄二	
自由民主党	支部の数	七三四三	平成二十六年四月二十二日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七三五五	
みんなの党	支部の数	七三四四	平成二十六年五月十四日
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七三四三	
民主党	支部の数	七三四四	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七三四四	
社会民主党	代表者	氏名　浅尾慶一郎 住所　神奈川県鎌倉市植木三七〇―一 生年月日　昭和三十九年二月十一日 選任年月日　平成二十六年四月十五日	平成二十六年五月十六日
		氏名　渡辺　喜美	
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員でなくなった）	氏名　三日月大造	
	支部の数	七三四二	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七三四二	